

第138号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

江津浄水場太陽光発電所	430
-------------	-----

」を

「

江津浄水場太陽光発電所	430
石見空港太陽光発電所	3,490
三隅港臨海工業団地太陽光発電所	1,800
江津地域拠点工業団地太陽光発電所	1,200

」に改める。

第2条 島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、最大出力及び供給先」を「及び最大出力」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名 称	最 大 出 力
三成発電所	キロワット 2,830
八戸川第一発電所	6,300
八戸川第二発電所	2,500
八戸川第三発電所	240
勝地発電所	770
三隅川発電所	7,400

矢原川発電所	100
御部発電所	460
飯梨川第一発電所	3,000
飯梨川第二発電所	1,400
飯梨川第三発電所	250
志津見発電所	1,700
隠岐大峯山風力発電所	1,800
江津高野山風力発電所	20,700
江津浄水場太陽光発電所	430
石見空港太陽光発電所	3,490
三隅港臨海工業団地太陽光発電所	1,800
江津地域拠点工業団地太陽光発電所	1,200

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成28年 4 月 1 日から施行する。